【参考】 国の統計作成に関する体制

総務省

政策統括官（統計基準担当）

- ◆統計制度の企画・立案・推進
- ◆統計調査の審査・調整
- ◆統計調査の基準の設定
- ◆国際統計事務に係る協力

統計局

◆国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施
- ・国勢調査、経済センサスの実施
- ・労働力調査（失業率）、家計調査、小売物価統計調 査（消費者物価指数）の実施　等

◆統計情報の収集・加工・提供
- ・e-stat（政府統計の総合窓口）の整備

統計研修所

◆国家公務員及び地方公務員を対象とした統計研修
◆統計の技術や利用に関する調査研究等

統計センター【独立行政法人】

◆国の基本的な統計の製表、e-statの運用管理等

各府省等

- 内閣府
- 厚生労働省
- 農林水産省 ― 地方支分部局
- 経済産業省
- 国土交通省

など

法定受託

法定受託

地方公共団体

◆実地調査（法定受託事務）
- ・調査員による調査票の配布・収集　等

（注）都道府県の統計主管課職員の人件費は、政策統括官（統計基準担当）室が統計専任職員配置費として負担

【参考】統計委員会における審議の結果

平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）
（平成28年３月22日内閣府統計委員会）

公的統計に共通する課題への対応方針について審議を行い、以下のとおり取りまとめ。

○公的統計に共通する横断的な課題への対応方針

・　景気判断指標として、変動をならすため、継続して調査している対象から作成した系列の参考提供などを検討していくことが必要。

・　毎月勤労統計で指摘しているような、標本を分けて、時期をずらして頻繁に入れ替える方式の導入を他の調査でも検討していくことが必要。

・　公的統計を更に発展させるため行政記録情報やビッグデータ等を含めた様々な「統計情報」の活用を目指すべき。

※　今回指摘した統計改善の取組を着実に進めるため、今後、継続的に統計委員会は精度向上策、ビッグデータ等の活用を審議し、取組状況をフォローアップすることが必要。

平成28年第４回経済財政諮問会議（平成28年３月24日）

西村委員長から、委員会における以下のような更なる取組について御説明。

○　統計委員会は、部会を創設し、統計的手法を活用した精度向上策、ビッグデータ等の活用を審議。

◇　統計委員会は、全府省の協力の下、精度向上策について審議し、問題解決の方針を整理。
また、その方針に基づく統計作成府省の取組状況をフォローアップ

【PDCAサイクル構築】

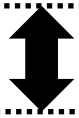

※審議のために、定期的に統計精度の検査を総務省が実施し、委員会に報告

◇　統計作成府省は、方針に基づき改善に取り組み、取組状況を報告